

鵜城雪子議員に対しブログ記事の削除と謝罪を求める決議

鵜城雪子議員は、平成27年1月5日、自分のブログにおいて「議員定数現状維持に至った経過と結果」と称して、一つひとつ丁寧に、鵜城雪子議員を含めた全議員の確認と了承を得ながら進めてきた議会活性化特別委員会での議論の一部分だけを強調して引用し、あたかも委員会の運営方法に問題があったかのような誤解を与え、今日までの間、自らは委員会での異議の確認に対する発言や本会議での意見の報告（少数意見の留保）、あるいは提案権の活用による条例改正案の提出といった議員に与えられている基本的な権利を行使することなく、議員としての未熟さと不勉強さを委員会の責任に転嫁し、議会を誹謗中傷するがごときに至った行為については、議会規律を無視し、議会の権限を軽視し、委員会そして議会そのものを冒瀆するものである。

更には、この行為に対する議会の秩序と品位を維持するための善処策として陳謝すべきとの各派代表者会議での決定にも従わず、それをないがしろにすることは、議員としての資質が問われるものであり、もはや議会人としてあるまじき行為と言わざるを得ない。

これらの一連の行為は、同僚議員そして議会の名誉と権威、ひいては市民の議会に対する信頼を著しく失墜させ、今後の議会運営にも大きな支障をきたすものであり、議会として、鵜城雪子議員のこのような行為は断じて容認することはできないものである。

よって、留萌市議会は、未だに反省と謝罪の意思のない鵜城雪子議員に対し、議会基本条例に定める市民の代表としての議員の職責と倫理的責任を改めて認識され、猛省を求めるとともに、発端となった平成27年1月5日付けのブログ記事の削除と議会に対する謝罪を強く要求する。

上記のとおり決議する。

平成27年3月17日

留 萌 市 議 会